

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由											
1	第1編 総則	第1編 総則												
6	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果												
9	第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果 1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1) 被害予測 (略) ＜浸水・津波＞ (略) ○ 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。 <table><tr><th>津波ケース</th><th>津波高（最大）</th><th>津波到達時間（最短）</th><th>浸水想定域（浸水深1cm以上）</th></tr><tr><td>① (碧南)</td><td>21m 3.2m</td><td>7分※津波高30cm 56分※津波高30cm</td><td>約35,000ha 約1,106ha</td></tr><tr><td>⑦ (碧南)</td><td>9.3m 3.1m</td><td>6分※津波高30cm 55分※津波高30cm</td><td>約32,800ha 約1,064ha</td></tr></table>	津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）	① (碧南)	21m 3.2m	7分※津波高30cm 56分※津波高30cm	約35,000ha 約1,106ha	⑦ (碧南)	9.3m 3.1m	6分※津波高30cm 55分※津波高30cm	約32,800ha 約1,064ha	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）											
① (碧南)	21m 3.2m	7分※津波高30cm 56分※津波高30cm	約35,000ha 約1,106ha											
⑦ (碧南)	9.3m 3.1m	6分※津波高30cm 55分※津波高30cm	約32,800ha 約1,064ha											
15	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																
15	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	1. 県の地域防災計画の修正の反映																
17	(略)	(略)																	
17	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関																	
18	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海財務局</td><td>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえでできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)</td></tr></table>	機関名		内 容	東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえでできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。 (略)	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海財務局</td><td>(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)</td></tr></table>	機関名	内 容	東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (略)	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)
機関名	内 容																		
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえでできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。 (略)																		
(略)	(略)																		
第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告(追記)(港則法(追記))、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)																		
機関名	内 容																		
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (略)																		
(略)	(略)																		
第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等(港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (略)																		
25	第2編 災害予防	第2編 災害予防	1. 県の地域防災計画の修正の反映																
33	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化																	
33	基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。	基本方針 ○ 現在、建築物の(中略)より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。																	
34	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進																	
35	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																
35	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進																	
36	(略)	(略)	(表記の整理)																
36	(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修(追記) 促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。 (略)	(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。 (略)																	
36	旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。	旧基準住宅の耐震化の促進を図るものとする。																	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
36	(3)～(4) (略) (5) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>(追記)</u> 促進 市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>(追記)</u> を講じるよう普及・啓発に努めるものとする (略)	(3)～(4) (略) (5) 一般建築物の耐震診断・耐震改修 <u>等</u> の促進 市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修 <u>等</u> を講じるよう普及・啓発に努めるものとする (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
38	第2節 交通関係施設等の整備 (略) 2 道路施設 (1)～(3) (略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務 <u>づ</u> ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務 <u>づ</u> ける道路として指定する。	第2節 交通関係施設等の整備 (略) 2 道路施設 (1)～(3) (略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務 <u>付</u> ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務 <u>付</u> ける道路として指定する。	
39	4 鉄道 (1)～(5) (略) (6) 運転規制 (略) イ <u>異状</u> を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。 (略)	4 鉄道 (1)～(5) (略) (6) 運転規制 (略) イ <u>異常</u> を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。 (略)	
40	第3節 ライフライン関係施設等の整備 (略)	第3節 ライフライン関係施設等の整備 (略)	
42	4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める <u>(追記)</u> 。また、 <u>(追記)</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等に	4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努める <u>ことも大きな課題である</u> 。また、 <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
44	6 通信施設 (1) 電気通信 (略)	6 通信施設 (1) 電気通信 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (内閣府公表の順序で整理)
45	イ 株式会社NTTドコモ ウ KDD I 株式会社 エ ソフトバンク株式会社 <u>(新設)</u>	イ <u>KDD I 株式会社</u> ウ <u>株式会社NTTドコモ</u> エ ソフトバンク株式会社 <u>オ 楽天モバイル株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。</u> <u>また、状況に応じて災害用伝言板等を提供する。</u>	
47	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 1～3 (略) 4 単独事業 (1) (略) (2) その他事業 ア～シ (略) ス 水道施設の整備 (略)	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 1～3 (略) 4 単独事業 (1) (略) (2) その他事業 ア～シ (略) ス 水道施設の整備 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
50	(イ) 配水管の耐震化 指定避難所等の応急給水拠点における給水を実現するため、基幹管路、重要給水施設へ至る配水管、 <u>緊急輸送道路の配水管</u> の耐震化を実施する。	(イ) 配水管の耐震化 指定避難所等の応急給水拠点における給水を実現するため、基幹管路、重要給水施設へ至る配水管 <u>(削除)</u> の耐震化を実施する。	
54	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
54	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 宅地造成(追記) 規制誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 宅地造成(追記) 規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 宅地造成の規制誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 宅地造成(追記) 規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化																									
(略)	(略)	(略)																									
55	第4節 土砂災害の防止 1 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 本市における土砂災害警戒区域としては、<u>急傾斜地崩壊危険箇所(集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、県に指定された区域)があり、該当区域は資料編(資料1-1)のとおりである。</u> 市及び県は、防災マップやホームページを通じて住民へ周知し、適正な土地利用が図られるようにするとともに、必要に応じて土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。 ◆資料編(資料1-1)<u>急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 ア〜ウ (略) エ (略)	第4節 土砂災害の防止 1 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 本市における土砂災害警戒区域としては、<u>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面の上端から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)で住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるとして、県に指定された区域</u>であり、該当区域は資料編(資料1-1)のとおりである。 市及び県は、防災マップやホームページを通じて住民へ周知し、適正な土地利用が図られるようにするとともに、必要に応じて土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を講ずるものとする。 ◆資料編(資料1-1)<u>(削除)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</u> (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 ア〜ウ (略) エ (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
56	(7) 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略)	(7) 土砂災害に関する情報収集、伝達について (略)																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由								
	土砂災害監視システムの概念図	土砂災害監視システムの概念図									
57	(イ) 住民の避難、救助等について (略) ◆資料編(資料1-1)急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	(イ) 住民の避難、救助等について (略) ◆資料編(資料1-1) <u>(削除)</u> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	2. 碧南市各局における活動の反映等								
58	(3)(4) (略) 【参考: 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の説明】 <table><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① かけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるかけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施</td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td><td>土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。</td></tr></table>	急傾斜地崩壊危険区域	降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① かけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるかけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。	(3)(4) (略) 【参考: <u>(削除)</u> 土砂災害警戒区域の説明】 <table><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td><td>土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。</td></tr></table>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。	(表記の整理)
急傾斜地崩壊危険区域	降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」に順次指定し、災害を防止するために必要な対策を進める。 この指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① かけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ② 標識等による住民への周知 ③ 防災パトロール等によるかけ地の保全や管理についての住民指導 ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令 ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施										
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。										
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>										
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害から、市民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由												
	<table><tr><td></td><td>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告</td></tr></table>		また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告	<table><tr><td></td><td>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告</td></tr></table>		また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告									
	また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告														
	また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告														
59	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備													
59	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td><td>全庁 消防署、県</td><td>(略) 3 消防署における措置 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略) 3 消防署における措置 (略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td><td>全庁 消防署、県</td><td>(略) 3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略) 3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略) 3 消防署における措置 (略)													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略) 3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 (略)													
59	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 (略)	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等												
62	3 消防署における措置 (略)	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 (略)													
64	5 救助・救急に係る施設・設備等 (略) 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努めるとともに、市において定期的に井戸水の水質検査を実施する。 (略)	5 救助・救急に係る施設・設備等 (略) 災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める(削除)。 (略)	(表記の整理)												
65	7 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を原則的に使用するものとする。予備として、第1配水場内第2配水池を使用す	7 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo. 1～No. 4配水池を(削除)使用するものとする。(削除)													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																
65	<u>るものとする。</u> <table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">第2配水場配水池</td><td>No.1配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.2配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.3配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.4配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>第1配水場配水池</td><td>第2配水池</td><td>3,500 m³</td><td>予備用</td></tr></table> (略) イ 井戸の利用 生活用水<u>(追記)</u>の確保のため、「井戸水提供の家」は井戸水の提供を行う。	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³		No.2配水池	5,500 m ³		No.3配水池	5,000 m ³		No.4配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³		第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用	<table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">第2配水場配水池</td><td>No.1配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.2配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.3配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>No.4配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (略) イ 井戸の利用 生活用水<u>(口に入れない用途の水。以下同じ。)</u>の確保のため、「井戸水提供の家」は井戸水の提供を行う。	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³		No.2配水池	5,500 m ³		No.3配水池	5,000 m ³		No.4配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
名 称		貯水量	備考																																																
第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³																																																	
	No.2配水池	5,500 m ³																																																	
	No.3配水池	5,000 m ³																																																	
	No.4配水池	5,000 m ³																																																	
	合計	21,000 m ³																																																	
第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用																																																
名 称		貯水量	備考																																																
第2配水場配水池	No.1配水池	5,500 m ³																																																	
	No.2配水池	5,500 m ³																																																	
	No.3配水池	5,000 m ³																																																	
	No.4配水池	5,000 m ³																																																	
	合計	21,000 m ³																																																	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																
75	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																																																	
78	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策																																																	
80	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置																																																	
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)																																																	
	(3) 避難行動要支援者対策	(3) 避難行動要支援者対策																																																	
	ア 避難行動要支援者名簿の作成	ア 避難行動要支援者名簿の整備等																																																	
	市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。	<u>(7) 要配慮者の把握</u>																																																	
		市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。																																																	
		なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。																																																	
		<u>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</u>																																																	
		市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあて																																																	

1. 県の地域防災計画の修正の反映

(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に音づく修正)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
81	イ～エ (略) オ 個別避難計画の作成 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u>	<u>はまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。</u> イ～エ (略) オ 個別避難計画の作成 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u>	
94	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
95	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 (略)	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等
96	3 広域消防相互応援 市及び消防署は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。 (略)	3 広域消防相互応援 市及び消防署は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ効果的に活動できる体制を確保できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。 (略)	(表記の整理)
97	第4節 防災活動拠点の確保等 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、	第4節 防災活動拠点の確保等 (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。 <u>(削除)</u> 当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するととも	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																														
	拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 (略)	に、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 (略)	災計画の修正の反映 (表記の整理)																														
98	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上																															
101	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	1. 県の地域防災計画の修正の反映																														
102	1 市及び警察における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間(追記)等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。(略) (3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、(略)	1 市及び警察における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。(略) (3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等(削除)の生活必需品について、(略)	(表記の整理)																														
108	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																															
108	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																															
108	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部員会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部員会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部(削除)会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部(削除)会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請				(略)	(略)				1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部員会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																
(略)	(略)																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部(削除)会議の開催 ○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																
(略)	(略)																																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																														
109	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部 の設置・運営</td><td>(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関</td><td>(略) 1 (6) 本部員会議 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (1) 市災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部設置の時期 市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。 本部は、次の基準に達したとき、設置するものとする。 (追記) <table><tr><td>1</td><td>碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、</td></tr><tr><td>2</td><td>10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。</td></tr><tr><td>3</td><td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td></tr><tr><td>4</td><td>碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。</td></tr><tr><td>5</td><td>市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。</td></tr><tr><td>6</td><td>その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。</td></tr></table> (略) (6) 本部員会議 本部員会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。 ア 本部員会議の協議事項	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 災害対策本部 の設置・運営	(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部員会議 (略)	(略)	(略)	(略)	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、	2	10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。	3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。	5	市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。	6	その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 災害対策本部 の設置・運営</td><td>(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関</td><td>(略) 1 (6) 本部 <u>(削除)</u> 会議 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 災害対策本部の設置・運営 1 市における措置 (1) 市災害対策本部の設置 (略) ア 災害対策本部設置の時期 市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。 本部は、<u>碧南市職員非常配備体制表に定めるところにより</u>、設置するものとする。 <u>◆資料編(資料14-2) 碧南市職員非常配備体制表(抜粋)</u> <u>(削除)</u> (略) (6) 本部 <u>(削除)</u> 会議 本部 <u>(削除)</u> 会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施すべき基本的な事項について協議する。 ア 本部 <u>(削除)</u> 会議の協議事項	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 災害対策本部 の設置・運営	(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部 <u>(削除)</u> 会議 (略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理) 1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 災害対策本部 の設置・運営	(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部員会議 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、																																
2	10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、又はその恐れがあるとき。																																
3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																																
4	碧南市に「震度4」以上を観測した地震が発生したとき。																																
5	市域に爆発、火災、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。																																
6	その他災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合であって特にその災害対策を推進する必要があると認められたとき。																																
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 災害対策本部 の設置・運営	(市) 本部班(防 災課)、第1医療 班(健康課) 防災関係機関	(略) 1 (6) 本部 <u>(削除)</u> 会議 (略)																															
(略)	(略)	(略)																															

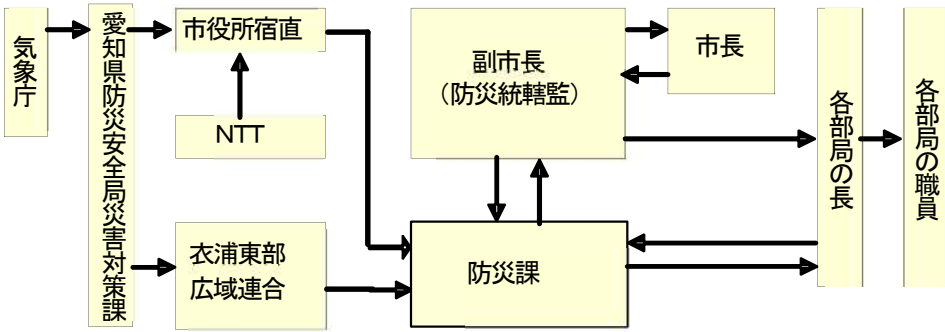
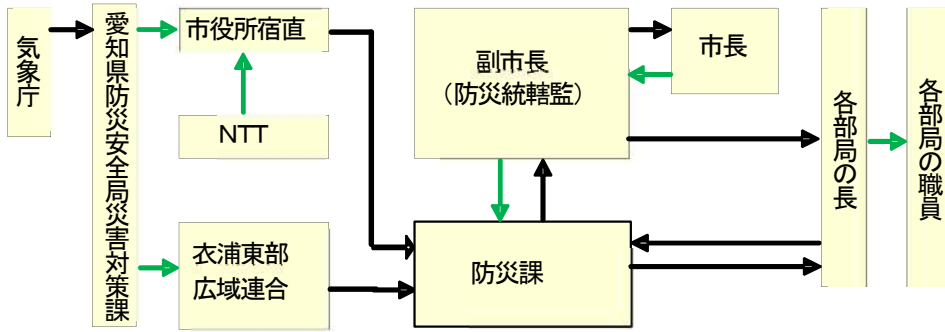
碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
112	(略) イ 本部員会議の開催 (7) 本部員会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。 (略) 2 職員動員計画 (1) 非常配備の基準 [参照項目] ◆資料編 (資料1 4－2)碧南市職員非常配備体制表 職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配 備 時 期</th><th>配 備 内 容</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>第1次 非常配備 準備体制</td><td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)</td><td>(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要	第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)	(略)	(略)	第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	(略) イ 本部(削除)会議の開催 (7) 本部(削除)会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。 (略) 2 職員動員計画 (1) 非常配備の基準 [参照項目] ◆資料編 (資料1 4－2)碧南市職員非常配備体制表 職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。 <table><tr><th>種 別</th><th>配 備 時 期</th><th>配 備 内 容</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>第1次 非常配備 準備体制</td><td>1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (削除) (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)</td><td>1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (削除) (削除) (5) 土砂災害警戒情報 3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 6 その他市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要	第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (削除) (略)	(略)	(略)	第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (削除) (削除) (5) 土砂災害警戒情報 3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 6 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要																								
第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 (略)	(略)	(略)																								
第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	(追記) 1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																								
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要																								
第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (削除) (略)	(略)	(略)																								
第1次 非常配備 警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (削除) (削除) (5) 土砂災害警戒情報 3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 6 その他市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																								
113																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																
114	<table><tr><td>第2次 非常配備</td><td>(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 (追記)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3次 非常配備</td><td>(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略) (3) 非常連絡及び動員 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2. 3. 2 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部員会議の開催又は本部長(市長)の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。 (略) (ア) 勤務時間内の伝達方法 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (イ) 勤務時間外の伝達方法	第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 (追記)	(略)	(略)	第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)	<table><tr><td>第2次 非常配備</td><td>(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。<u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3次 非常配備</td><td>(略) 2 碧南市に震度6弱以上<u>の</u>地震が発生したとき。 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略) (3) 非常連絡及び動員 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2. 3. 2 気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部 <u>(削除)</u> 会議の開催又は本部長(市長)の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。 (略) (ア) 勤務時間内の伝達方法 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (イ) 勤務時間外の伝達方法	第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 <u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> (略)	(略)	(略)	第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。(追記) 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 (追記)	(略)	(略)																
第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)																
第2次 非常配備	(略) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。 <u>この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。</u> (略)	(略)	(略)																
第3次 非常配備	(略) 2 碧南市に震度6弱以上 <u>の</u> 地震が発生したとき。 (略)	(略)	(略)																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
	 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (略)	 ※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。 (略)																									
118	第2章 避難行動	第2章 避難行動																									
118	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 避難の指示</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 避難情報</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難情報	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 避難情報	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 2(1) 立退きの指示 2(2) 通知 (水防法第29条) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知																									
(略)	(略)	(略)																									
119	第1節 津波警報等の伝達 1 市における措置 (1) 情報等の内部伝達組織の事前準備 (略)	第1節 津波警報等の伝達 1 市における措置 (1) 情報等の内部伝達組織の事前準備 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
120	<pre>graph LR; A[災害対策本部設置の決定 碧南市長] --> B[災害対策本部の設置 本部員の招集]; B --> C[本部員会議 基本方針の審議]; C --> D[情報連絡]; D --> E[公共的機関 事業所等]; D --> F[市公共施設]; D --> G[自主防災会長]; D --> H[市連絡委員]; D --> I[市広報車等]; E --> J[自主防災会 市民]; F --> J; G --> J; H --> J; I --> J;</pre> (略) 2 津波警報等情報の伝達 (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 津波警報等の伝達系統図	<pre>graph LR; A[災害対策本部設置の決定 碧南市長] --> B[災害対策本部の設置 本部員の招集]; B --> C[本部員会議 基本方針の審議]; C --> D[情報連絡]; D --> E[公共的機関 事業所等]; D --> F[市公共施設]; D --> G[自主防災会長]; D --> H[市連絡委員]; D --> I[市広報車等]; E --> J[自主防災会 市民]; F --> J; G --> J; H --> J; I --> J;</pre> (略) 2 津波警報等情報の伝達 (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 津波警報等の伝達系統図	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																																						
	(略)	(略)																																																																							
124	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報																																																																							
124	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○被害状況等の情報収集及び県への報告</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○即報基準に該当する災害の報告</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○住民への災害広報</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○相談窓口等の開設</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				碧南市	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→		○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→		○住民への災害広報	→	→	→		○相談窓口等の開設	→	→	→	(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○被害状況等の情報収集及び県への報告</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○即報基準に該当する災害の報告</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○住民への災害広報</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○相談窓口等の開設</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				碧南市	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→		○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→		○住民への災害広報	→	→	→		○相談窓口等の開設	→	→	→	(略)	(略)				2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
(略)	(略)																																																																								
碧南市	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→																																																																					
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→																																																																					
	○住民への災害広報	→	→	→																																																																					
	○相談窓口等の開設	→	→	→																																																																					
(略)	(略)																																																																								
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																					
(略)	(略)																																																																								
碧南市	○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→																																																																					
	○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→																																																																					
	○住民への災害広報	→	→	→																																																																					
	○相談窓口等の開設	→	→	→																																																																					
(略)	(略)																																																																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
125 126	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略) 2 被害状況等の収集、伝達系統 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2【初動期、応急復旧期】応急復旧対策実施体制 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 方面本部(西三河県民事務所) ↔ 愛知県災害対策本部(本庁) 碧南市災害対策本部 本部員会議 ↔ 各部 ↔ 各班 ↔ 各係員 情報・調整班 広報班・地域班・本部班等 市職員(巡視・調査班員等) 避難所 各自主防災会会長 市連絡委員 防災関係機関 公共施設 警察 報道機関 住民 → 有線電話等 → 無線通信	第1節 被害状況等の収集・伝達 (略) 2 被害状況等の収集、伝達系統 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画2【初動期、応急復旧期】応急復旧対策実施体制 (1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである 方面本部(西三河県民事務所) ↔ 愛知県災害対策本部(本庁) 碧南市災害対策本部 本部(削除)会議 ↔ 各部 ↔ 各班 ↔ 各係員 情報・調整班 広報班・地域班・本部班等 市職員(巡視・調査班員等) 避難所 各自主防災会会長 市連絡委員 防災関係機関 公共施設 警察 報道機関 住民 → 有線電話等 → 無線通信	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
128 129	第2節 通信手段の確保 1 市における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線(追記)を利用した専用通信を使用することとし、市は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。(略)	第2節 通信手段の確保 1 市における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (回線の整備状況に合わせた修正)
133	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																	
133	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																																	
134	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 防災活動拠点の 確保</td><td>(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分		機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第6節 防災活動拠点の 確保	(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 防災活動拠点 (削除)</td><td>(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第6節 防災活動拠点 (削除)	(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)	(略)	(略)	(略)	(略)									
区 分	機関名	主 な 措 置																																		
(略)	(略)	(略)																																		
第6節 防災活動拠点の 確保	(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
区 分	機関名	主 な 措 置																																		
(略)	(略)	(略)																																		
第6節 防災活動拠点 (削除)	(市) 情報・調 整班(秘書情報 課)、土木施設 管理班(都市整 備課)、社会教 育班(スポーツ 課)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
135	第2節 応援部隊等による広域応援等 1 市及び消防署の措置(緊急消防援助隊等) (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生し(追記)た場合は、 <u>衣浦東部広域連 合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防 援助隊の要請を行うものとする。</u> イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を(追記)確保する。 (略)	第2節 応援部隊等による広域応援等 1 市及び消防署の措置(削除) (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 ア 市長は、大規模な災害等が発生し <u>消防の応援が必要と判断</u> した場 合は、(削除) <u>愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防 援助隊の要請を行うものとする。</u> イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を <u>消防庁・市と調整の上、確 保する。</u> (略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																																	
141	第6節 防災活動拠点 (略)	第6節 防災活動拠点 (略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (ゼロメートル 地帯広域防災 活動拠点の整 備を踏まえた 修正)																																	
142	2 防災活動拠点の確保等 (略)	2 防災活動拠点の確保等 (略)																																		
142	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table><tr><th>区分</th><th>1 地区防災 活動拠点</th><td rowspan="4">(略)</td><th>6 臨海広域 防災活動拠点</th><th>(追記)</th></tr><tr><th>設置主体</th><td>市町村</td><td>県</td><th>(追記)</th></tr><tr><th>災害想定 の規模</th><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等</td><td>全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等</td><td>(追記)</td></tr><tr><th>応援の規模</th><td>隣接市町村等</td><td>中部・全国の都 道府県等</td><th>(追記)</th></tr></table>	区分	1 地区防災 活動拠点	(略)	6 臨海広域 防災活動拠点	(追記)	設置主体	市町村	県	(追記)	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等	全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等	(追記)	応援の規模	隣接市町村等	中部・全国の都 道府県等	(追記)	表1 防災活動拠点の区分と要件等 <table><tr><th>区分</th><th>1 地区防災 活動拠点</th><td rowspan="4">(略)</td><th>6 臨海広域 防災活動拠点</th><th>7 ゼロメートル地帯 広域防災活動拠点</th></tr><tr><th>設置主体</th><td>市町村</td><td>県</td><td></td></tr><tr><th>災害想定 の規模</th><td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等</td><td>全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等</td><td><u>広域の市町村に及ぶ 災害</u> ・<u>大規模な地震災害</u> ・<u>大規模な風水害等</u></td></tr><tr><th>応援の規模</th><td>隣接市町村等</td><td colspan="2"><u>中部・全国の都道府県等</u></td></tr></table>	区分	1 地区防災 活動拠点	(略)	6 臨海広域 防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯 広域防災活動拠点	設置主体	市町村	県		災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等	全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等	<u>広域の市町村に及ぶ 災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>	応援の規模	隣接市町村等	<u>中部・全国の都道府県等</u>	
区分	1 地区防災 活動拠点	(略)	6 臨海広域 防災活動拠点		(追記)																															
設置主体	市町村		県		(追記)																															
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等		全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等		(追記)																															
応援の規模	隣接市町村等		中部・全国の都 道府県等	(追記)																																
区分	1 地区防災 活動拠点	(略)	6 臨海広域 防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯 広域防災活動拠点																																
設置主体	市町村		県																																	
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂 災害等		全県に及ぶ災 害、大都市の災 害 ・ 大規模激甚な地 震災害 ・ 大規模激甚な風 水害等	<u>広域の市町村に及ぶ 災害</u> ・ <u>大規模な地震災害</u> ・ <u>大規模な風水害等</u>																																
応援の規模	隣接市町村等		<u>中部・全国の都道府県等</u>																																	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁

現行計画(令和5年2月修正)

改正後(令和6年2月修正)

改正理由

145

146

役割		被災市町村内の活動拠点		海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(追記)
拠点数		市町村で1か所程度		県内に3か所程度	(追記)
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		ストックヤード10ヘクタール程度以上	(追記)
	施設設備	できれば倉庫等		耐震岸壁1万トン級以上の船舶の係留施設	(追記)

第5章 救出・救助対策

第1節 救出・救助活動

1 市及び消防署における措置

(1) 救出活動

市及び消防署は、(追記) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

市及び消防署は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書

(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

(略)

役割		被災市町村内の活動拠点		海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数		市町村で1か所程度		県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能		ストックヤード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等		耐震岸壁1万トン級以上の船舶の係留施設	倉庫等

第5章 救出・救助対策

第1節 救出・救助活動

1 市及び消防署における措置

(1) 救出活動

市(削除)は、消防署・県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

市(削除)は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書

(4) (削除) 緊急消防援助隊の指揮

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

(略)

2. 碧南市各局における活動の反映等

(表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																								
150	第6章 消防活動・危険性物質対策																																										
151	第1節 消防活動																																										
153	1 消防署の措置 (略) (3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、衣浦東部広域連合を通じ(追記)、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。 ◆資料編(資料12-5)西三河地区消防相互応援協定書 (略)	1 消防署の措置 (略) (3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、(削除)衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定書」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。 ◆資料編(資料12-5)西三河地区消防相互応援協定書 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																								
157	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																										
157	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市、消防署</td><td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動				(略)	(略)				2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																										
(略)	(略)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
碧南市、消防署	○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動																																										
(略)	(略)																																										
165	第8章 交通の確保・緊急輸送対策																																										
165	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				2. 碧南市各部署における活動																				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)			改正後(令和6年2月修正)			改正理由																																																																																																														
165	<table><tr><td rowspan="4">愛知県道路公社</td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有</td><td>→</td></tr><tr><td>○一般通行者に対する情報提供</td><td>→</td></tr><tr><td>○関係機関との情報交換</td><td>→</td></tr><tr><td>○応急復旧対策の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>空港管理者</td><td>○施設の使用停止</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">県</td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</td><td>→</td></tr><tr><td>○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)</td><td>→</td></tr><tr><td>○二次災害防止のための交通規制</td><td>→</td></tr><tr><td>○情報の提供</td><td>→</td></tr><tr><td>○応急対策の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>○県車両等の配備態勢整備</td><td></td></tr><tr><td>○関係機関に対する協力要請</td><td></td></tr><tr><td>○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>中部運輸局</td><td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○県の要請に基づく車両等の調達あつせん</td><td></td></tr></table> (略)			愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→	○一般通行者に対する情報提供	→	○関係機関との情報交換	→	○応急復旧対策の実施	→	空港管理者	○施設の使用停止			○応急復旧活動	→	港湾等管理者	○応急復旧活動	→		○応援要求		鉄道事業者	○応急復旧活動	→		○応援要求		県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)	→	○二次災害防止のための交通規制	→	○情報の提供	→	○応急対策の実施	→	○応援要求		○県車両等の配備態勢整備		○関係機関に対する協力要請		○緊急輸送車両等の確保		(略)	(略)		中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導			○県の要請に基づく車両等の調達あつせん		<table><tr><td rowspan="4">愛知県道路公社</td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有</td><td>→</td></tr><tr><td>○一般通行者に対する情報提供</td><td>→</td></tr><tr><td>○関係機関との情報交換</td><td>→</td></tr><tr><td>○応急復旧対策の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>空港管理者</td><td>○施設の使用停止</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td>○応急復旧活動</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">県</td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</td><td>→</td></tr><tr><td>○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)</td><td>→</td></tr><tr><td>○二次災害防止のための交通規制</td><td>→</td></tr><tr><td>○情報の提供</td><td>→</td></tr><tr><td>○応急対策の実施</td><td>→</td></tr><tr><td>○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>○県車両等の配備態勢整備</td><td></td></tr><tr><td>○関係機関に対する協力要請</td><td></td></tr><tr><td>○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>中部運輸局</td><td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の協力要請</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○県の要請に基づく車両等の調達調整</td><td></td></tr></table> (略)			愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→	○一般通行者に対する情報提供	→	○関係機関との情報交換	→	○応急復旧対策の実施	→	空港管理者	○施設の使用停止			○応急復旧活動	→	港湾等管理者	○応急復旧活動	→		○応援要求		鉄道事業者	○応急復旧活動	→		○応援要求		県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)	→	○二次災害防止のための交通規制	→	○情報の提供	→	○応急対策の実施	→	○応援要求		○県車両等の配備態勢整備		○関係機関に対する協力要請		○緊急輸送車両等の確保		(略)	(略)		中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の協力要請			○県の要請に基づく車両等の調達調整		の反映等 (表記の整理)
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																																																																			
	○一般通行者に対する情報提供	→																																																																																																																			
	○関係機関との情報交換	→																																																																																																																			
	○応急復旧対策の実施	→																																																																																																																			
空港管理者	○施設の使用停止																																																																																																																				
	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
港湾等管理者	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
鉄道事業者	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																																																																			
	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)	→																																																																																																																			
	○二次災害防止のための交通規制	→																																																																																																																			
	○情報の提供	→																																																																																																																			
	○応急対策の実施	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
	○県車両等の配備態勢整備																																																																																																																				
	○関係機関に対する協力要請																																																																																																																				
○緊急輸送車両等の確保																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																				
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導																																																																																																																				
	○県の要請に基づく車両等の調達あつせん																																																																																																																				
愛知県道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																																																																			
	○一般通行者に対する情報提供	→																																																																																																																			
	○関係機関との情報交換	→																																																																																																																			
	○応急復旧対策の実施	→																																																																																																																			
空港管理者	○施設の使用停止																																																																																																																				
	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
港湾等管理者	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
鉄道事業者	○応急復旧活動	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
県	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→																																																																																																																			
	○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※)	→																																																																																																																			
	○二次災害防止のための交通規制	→																																																																																																																			
	○情報の提供	→																																																																																																																			
	○応急対策の実施	→																																																																																																																			
	○応援要求																																																																																																																				
	○県車両等の配備態勢整備																																																																																																																				
	○関係機関に対する協力要請																																																																																																																				
○緊急輸送車両等の確保																																																																																																																					
(略)	(略)																																																																																																																				
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の協力要請																																																																																																																				
	○県の要請に基づく車両等の調達調整																																																																																																																				
166																																																																																																																					
166	主な機関の措置																																																																																																																				
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班 (土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班 (土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																																																																																																			
第1節 道路交通規制等 (交通規制計画)	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班 (土木港湾課) 県警察、自衛隊、消防署	(略)																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)																																																																																																																			
167	第1節 道路交通規制等			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																																																																																																	
170	1～3 (略)																																																																																																																				
	4 規制の報告等																																																																																																																				
	規制を行ったときは、次の要領により通知するものとする。																																																																																																																				
	(1) 伝達系統																																																																																																																				
	第1節 道路交通規制等			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																																																																																																	
	1～3 (略)																																																																																																																				
	4 規制の報告等																																																																																																																				
	規制を行ったときは、次の要領により通知するものとする。																																																																																																																				
	(1) 伝達系統																																																																																																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
177			2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
178			
179	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 緊急輸送車両確保要領 災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。 ア 確保順位 (ア) 市の車両等 (イ) 県及び他市町村の車両等 (ウ) 応急対策実施機関(郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部会)所有の車両等 (エ) 民間業者所有の車両等 (オ) 自家用車両等 ◆資料編(資料6-1)市車両保有状況 ◆資料編(資料12-25)災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 (市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会) (略) 3 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 緊急輸送車両確保要領 災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。 ア 確保順位 (ア) 市の車両等 (イ) 県及び他市町村の車両等 (ウ) 応急対策実施機関(郵便局、愛知県トラック協会西三河削除支部碧南部会)所有の車両等 (エ) 民間業者所有の車両等 (オ) 自家用車両等 ◆資料編(資料6-1)市車両保有状況 ◆資料編(資料12-25)災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 (市対愛知県トラック協会西三河削除支部碧南部会) (略) 3 中部運輸局の措置 (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう協力要請を行うとともに、県の要請により車両等の調達の調整を行う。	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映 (表記の整理)
180			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																															
191	第11章 水・食品・生活必需品等の供給																																																	
191	第1節 給水 1～3 (略) 4 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の No. 1～No. 4配水池を原則的に使用するものとする。 <u>予備として、第1配水場内第2配水池を使用するものとする。</u>	第1節 給水 1～3 (略) 4 非常用水源の確保 (略) (2) 非常用水源の確保 市が行う応急給水の水源は、第2配水場内の No. 1～No. 4配水池を <u>(削除)</u> 使用するものとする。 <u>(削除)</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																															
193	<table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">第2配水場配水池</td><td>No. 1 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 2 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 3 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 4 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>第1配水場配水池</td><td>第2配水池</td><td>3,500 m³</td><td>予備用</td></tr></table>	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³		No. 2 配水池	5,500 m ³		No. 3 配水池	5,000 m ³		No. 4 配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³		第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用	<table><tr><th colspan="2">名 称</th><th>貯水量</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="5">第2配水場配水池</td><td>No. 1 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 2 配水池</td><td>5,500 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 3 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>No. 4 配水池</td><td>5,000 m³</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>21,000 m³</td><td></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	名 称		貯水量	備考	第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³		No. 2 配水池	5,500 m ³		No. 3 配水池	5,000 m ³		No. 4 配水池	5,000 m ³		合計	21,000 m ³		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
名 称		貯水量	備考																																															
第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³																																																
	No. 2 配水池	5,500 m ³																																																
	No. 3 配水池	5,000 m ³																																																
	No. 4 配水池	5,000 m ³																																																
	合計	21,000 m ³																																																
第1配水場配水池	第2配水池	3,500 m ³	予備用																																															
名 称		貯水量	備考																																															
第2配水場配水池	No. 1 配水池	5,500 m ³																																																
	No. 2 配水池	5,500 m ³																																																
	No. 3 配水池	5,000 m ³																																																
	No. 4 配水池	5,000 m ³																																																
	合計	21,000 m ³																																																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																															
194	第2節 食品の供給 1 市における措置 (略) (1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、 <u>自ら</u> 炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。 ア～エ (略) <u>オ 給食品目は、米飯・乾パン又は麦製品のいずれでもよい。なお、配給数量は1日1人精米600g以内を標準とする。ただし、乾パン・麦製品等は社会通念上の数量、又は副食品の数量については制限しない。</u> <u>カ</u> 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。	第2節 食品の供給 1 市における措置 (略) (1) 炊き出しその他による食品の供給 市は、 <u>(削除)</u> 炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。 ア～エ (略) <u>(削除)</u> <u>オ</u> 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																																		
196	第3節 生活必需物資の供給 2 生活必需品の給与又は貸与 (1) (2) (略) (3) 物資の調達 ア、イ(略) ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、(株)三河機工に供給協力を要請する。 エ エ LPガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。(略) ◆資料編(資料12－23) 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(株)三河機工) (略)	第3節 生活必需物資の供給 2 生活必需品の給与又は貸与 (1) (2) (略) (3) 物資の調達 ア、イ(略) ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、(株)カイノスに供給協力を要請する。 エ (削除) LPガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。(略) ◆資料編(資料12－23) 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書 (市対(株)カイノス(旧(株)三河機工)) (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																																		
204	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策																																																			
204	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA</td><td>○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガス会社、LPガス協会</td><td>○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施				ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA</td><td>○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガス会社、LPガス協会</td><td>○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施				ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施				(略)	(略)				2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																	
(略)	(略)																																																				
中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施																																																				
ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施																																																				
(略)	(略)																																																				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																	
(略)	(略)																																																				
中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施																																																				
ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施																																																				
(略)	(略)																																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																		
205	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第8節 ライフライン施設 (追記)</td><td>(市)、ライフライン事業者</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第8節 ライフライン施設 (追記)	(市)、ライフライン事業者	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第8節 ライフライン施設 の応急復旧</td><td>(市)、ライフライン事業者</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第8節 ライフライン施設 の応急復旧	(市)、ライフライン事業者	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第8節 ライフライン施設 (追記)	(市)、ライフライン事業者	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第8節 ライフライン施設 の応急復旧	(市)、ライフライン事業者	(略)																			
210	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（市）における措置 (略) (1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損） ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。 イ 配水管が破損し、復旧が困難な場合は、応急配管を行い、<u>応急共用栓を設置する</u>。 (2) 応援の要請 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。 また、被害状況に応じて、<u>県内水道事業者</u>、<u>県あるいは日本水道協会（追記）</u>へ応援を要請する。 ◆資料編（資料12－17）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） ◆資料編（資料12－51）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合） (3) 水道資機材の備蓄 <u>仮配管等</u>の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。 (略)	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（市）における措置 (略) (1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損） ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。 イ 配水管が破損し、復旧が困難な場合は、応急配管を<u>行うと共に、近接応急給水栓の利用を促す</u>。 (2) 応援の要請 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。 また、被害状況に応じて、<u>（削除）県</u>、日本水道協会、<u>及び協定締結先事業者</u>へ応援を要請する。 ◆資料編（資料12－17）災害時応急復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市災害復旧協議会） ◆資料編（資料12－51）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書（市対碧南市上下水道工事店協同組合） (3) 水道資機材の備蓄 <u>応急復旧時</u>の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
212	第6節 通信施設の応急措置 (略)	第6節 通信施設の応急措置 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
213	2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置	 (表記の整理) (内閣府公表の																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																							
216	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	順序で整理)																																							
217	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 公共賃貸住宅(追記) への一時入居</td><td>(市) 住宅建築班 (建築課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 公共賃貸住宅(追記) への一時入居	(市) 住宅建築班 (建築課)	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 公共賃貸住宅等への一 時入居</td><td>(市) 住宅建築班 (建築課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 公共賃貸住宅等への一 時入居	(市) 住宅建築班 (建築課)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																								
(略)	(略)	(略)																																								
第3節 公共賃貸住宅(追記) への一時入居	(市) 住宅建築班 (建築課)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)																																								
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																								
(略)	(略)	(略)																																								
第3節 公共賃貸住宅等への一 時入居	(市) 住宅建築班 (建築課)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)																																								
224	第16章 学校における対策	第16章 学校における対策	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																																							
224	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名		発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示			碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求			国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)</td><td>○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示			碧南市	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求			国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求	
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																						
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示																																								
碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求																																								
国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求																																								
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																						
県	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示																																								
碧南市	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求																																								
国立・ 私立学 校設置 者(管 理者)	○津波警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求																																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																																
224	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td><td>県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td><td>県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)														
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																	
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																	
第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市) 学校教育班(学校教育課)、 国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
228	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																																	
241	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																																	
242	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																
243	1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 市税等の減免等 市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。 <table><tr><th>担当課</th><th>項目</th><th>支援の対象</th><th>支援の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 (追記)</td><td>災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ (追記)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 (追記)	災害又は火災の場合	市民税と同じ (追記)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 市における措置 (1)～(2) (略) (3) 市税等の減免等 市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。 <table><tr><th>担当課</th><th>項目</th><th>支援の対象</th><th>支援の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免</td><td>災害又は火災の場合</td><td>市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	担当課	項目	支援の対象	支援の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部	(略)	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 (追記)	災害又は火災の場合	市民税と同じ (追記)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
担当課	項目	支援の対象	支援の内容																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
国保年金課	国民健康保険税の減免 後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ 被害の程度により月割保険料の半分又は全部																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
1	別紙「東海地震に関する事前対策」	別紙「東海地震に関する事前対策」																																	
1	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報																																	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
2 3	第2節 東海地震に関連する情報 1 (略) 2 警戒宣言発令までの流れ ※ これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載	第2節 東海地震に関連する情報 1 (略) 2 警戒宣言発令までの流れ ※ これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
11	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
12 14	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 (略) 6 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>及びソフトバンク株式会社(追記) は、(略)	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 (略) 6 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 西日本電信電話株式会社、<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、ソフトバンク株式会社<u>及び楽天モバイル株式会社</u>は、(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (内閣府公表の順序で整理)
16	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由																								
17	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 バス</td><td>(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者</td><td>1 くるくるバスにおける措置 2 (1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震注意情報発表) 2 (2) バスの強化地域内走行の極力抑制等(警戒宣言発令) 3 路線バス事業者における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者	1 くるくるバスにおける措置 2 (1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震注意情報発表) 2 (2) バスの強化地域内走行の極力抑制等(警戒宣言発令) 3 路線バス事業者における措置	(略)	(略)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第6節 バス</td><td>(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者</td><td>1 くるくるバスにおける措置 2 中部運輸局における措置 3 路線バス事業者における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者	1 くるくるバスにおける措置 2 中部運輸局における措置 3 路線バス事業者における措置	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者	1 くるくるバスにおける措置 2 (1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供(東海地震注意情報発表) 2 (2) バスの強化地域内走行の極力抑制等(警戒宣言発令) 3 路線バス事業者における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第6節 バス	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、中部運輸局路線バス事業者	1 くるくるバスにおける措置 2 中部運輸局における措置 3 路線バス事業者における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
18	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第13節 スーパー(追記)等</td><td>(市) 供給班(商工課)、スーパー(追記)等</td><td>1 スーパーマーケット等における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域(「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照)、 <u>がけ地崩壊危険地域(「資料編(資料1-1)急傾斜地崩壊危険箇所」を参照)の範囲</u> (以下「避難対象地区」という。)を警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止)を、関係地区住民に対して周知するものとする。 なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。 ◆資料編(資料1-1) <u>急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域</u>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第13節 スーパー(追記)等	(市) 供給班(商工課)、スーパー(追記)等	1 スーパーマーケット等における措置	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第13節 スーパーマーケット等</td><td>(市) 供給班(商工課)、スーパーマーケット等</td><td>1 スーパーマーケット等における措置</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域(「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照)、 <u>土砂災害警戒区域(「資料編(資料1-1)土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」を参照)の範囲</u> (以下「避難対象地区」という。)を警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止)を、関係地区住民に対して周知するものとする。 なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。 ◆資料編(資料1-1) <u>(削除) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</u>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第13節 スーパーマーケット等	(市) 供給班(商工課)、スーパーマーケット等	1 スーパーマーケット等における措置	(略)	(略)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第13節 スーパー(追記)等	(市) 供給班(商工課)、スーパー(追記)等	1 スーパーマーケット等における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第13節 スーパーマーケット等	(市) 供給班(商工課)、スーパーマーケット等	1 スーパーマーケット等における措置																									
(略)	(略)	(略)																									
25	第6節 バス (略)	第6節 バス (略)	1. 県の地域防災計画の修正の																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和5年2月修正)	改正後(令和6年2月修正)	改正理由
25	2 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し(追記)次の措置をとるものとする。 <u>(1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供（東海地震注意情報発表）</u> <u>東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u> <u>(2) バスの強化地域内走行の極力抑制等（警戒宣言発令）</u> <u>警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u>	2 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。</u> <u>(削除)</u>	反映 (表記の整理) (実施主体の整理)